

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

- 県税に係る徴収金の収納事務の委託
- 要保護児童対策地域協議会の設置の一部改正

税務課

子ども家庭課

- 特定計量器定期検査

工業技術センター

- 保安林の指定

治山課

- 漁船保険付保義務発生のための同意の認定

水産課

- 土地収用法に基づく事業の認定

【公告】

監理課

- 土地改良区の定款変更の認可

耕地課

- 道路の位置の指定

建築指導課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

- ”

- ”

- ”

- ”

- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

- 随意契約の相手方の決定

内部事務課

- 一般競争入札の実施

【人事委員会】

- 令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

（県例規集登載）

用度課

人事委員会

令和4年5月20日 岡山県公報 第12397号

◎岡山県告示第二百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、事業税（個人の事業税に限る。）、不動産取得税及び自動車税種別割に係る徴収金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和四年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

株式会社セブン イレブン・ジャパ ン	東京都千代田区二番 町八番地八	直営店舗、加盟店舗、 子会社の直営店舗及 び子会社の加盟店舗 における徴収金の収 納事務	令和四年 四月一日 から令和 九年三月 三十一日 まで
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一 丁目一―番二号	直営店舗及び加盟店 舗における徴収金の 収納事務	同右
株式会社ファミリ ーマーケット	東京都千代田区岩本 町三丁目一〇番一号	同右	同右
山崎製パン株式会 社	千葉県千葉市美浜区 中瀬一丁目五番地一	同右	同右
ミニストップ株式 会社	広島県広島市安佐北 区安佐町大字久地六 六五番地の一	同右	同右
株式会社ポプラ	同右	同右	同右
株式会社セイコー マート	北海道札幌市中央区 南九条西五丁目四二 一―番地	同右	同右
株式会社しんきん 情報サービス	東京都港区港南一丁 目八番二七号	提携店舗における徴 収金の収納の事務	同右

収納の事務を委託
した者の名称

主たる事務所の所在地

委託を受けた収納の
事務を行う場所及び
当該事務の内容

委託の期
間

令和4年5月20日 岡山県公報 第12397号

KDDI株式会社	PayPay株式会社	LINE Pay株式会社
東京都千代田区飯田橋三丁目一〇番一〇号	東京都千代田区紀尾井町一番三号	東京都品川区西品川一丁目一番一号
同右	同右	主たる事務所における徴収金の収納事務
同右	同右	同右

◎岡山県告示第二百四十六号

平成十九年岡山県告示第四百三十八号（要保護児童対策地域協議会の設置）の一部を次のとおり改正した。

令和四年五月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第三の項中「岡山県生活環境部

」を

「岡山県県民生活部

に、「岡山地方法務局」を

改める。

「岡山地方法務局
岡山保護観察所」
に

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和4年5月20日 岡山県公報 第12397号

◎岡山県告示第二百四十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和四年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
備前市	備前市役所吉永総合支所	令和四年七月四日
	日生市民会館	五日
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	総社市	総社市役所昭和公民館
総社市役所北出張所		〃
総社市役所南側駐車場		十五日
〃		〃
〃		〃
〃		〃

令和4年5月20日 岡山県公報 第12397号

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

総社市山手公民館	総社市役所清音出張所	総社市東公民館	総社市西公民館	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
一三〇〇〇〇 一五〇〇〇〇	一〇三〇〇〇 一二〇〇〇〇	一三三〇〇〇 一五〇〇〇〇	一〇三〇〇〇 一二〇〇〇〇	一三三〇〇〇 一五〇〇〇〇	一〇三〇〇〇 一二〇〇〇〇
	二十二日		二十一日		二十日

◎岡山県告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和四年五月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

備前市友延字奥ノト以九四三の六六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年5月20日 岡山県公報 第12397号

◎岡山県告示第二百四十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和四年五月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 胸上加入区

玉野加入区

大島美の浜加入区

◎岡山県告示第二百五十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和四年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

高梁市

二 事業の種類

高梁市新消防庁舎建設事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県高梁市川端町及び内山下地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

高梁市新消防庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である高梁市は、本件事業を高梁市総合計画の横断的施策において「災害に強いまちをつくります」として位置付けており、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、敷地が狭隘で、建築後五十年以上が経過し老朽化が進行している現在の高梁市消防庁舎を、消防訓練に必要な面積を確保した敷地に移転させ、大地震や大規模風水害に対し安全性を有する庁舎に建て替えることにより、広大な市域における均衡ある消防サービス の提供と、災害時の業務の継続体制が確保され、市民の安全安心な暮らしに相 当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）及び市内の消防署所の適正配置を考慮した上で、①浸水害、土砂災害及び地震に対する安全性が確保された土地であること、②庁舎及び消防訓練に必要な面積が確保されること、③国道に面し緊急車両の出勤等が円滑であること、④造成が比較的容易で経済的合理性があること等を条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっておらず、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地における文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、高梁市消防庁舎を、必要な面積を確保した敷地に移転させ、災害時に安全性を有する庁舎に建て替えるものであり、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

高梁市消防本部消防総務課

令和4年5月20日 岡山県公報 第12397号

〔二三六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和四年五月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

香々美川土地改良区

二 認可年月日

令和四年五月十二日

令和4年5月20日 岡山県公報 第12397号

〔二三七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇〇七号 令和四年五月十日	井原市高屋町二丁目二番一八	四・〇〇	一九・七三

令和4年5月20日 岡山県公報 第12397号

〔二三八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇〇八号 令和四年五月十日	浅口市金光町占見五六三番九、五 六三番一〇	六・〇三	四〇・二七

令和4年5月20日 岡山県公報 第12397号

〔二三九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年五月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字大領敷三三一一六、三三一一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区穰二九一―サンハウスNAKATA A棟

山口 晋平

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十二月七日岡山県指令建指第三三九号

令和4年5月20日 岡山県公報 第12397号

〔二四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字松ノ木三八三―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市小寺一九八一―グレイス一〇三号室

西崎 嘉展

西崎 桃子

三 許可年月日及び許可番号

令和四年三月十五日岡山県指令建指第四四四号

令和4年5月20日 岡山県公報 第12397号

〔二四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字才ノ神一二三一一七、一二三一一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手四八四一ービクタイーストC棟二〇六

川上 賢人

川上 絵美

三 許可年月日及び許可番号

令和四年三月二十五日岡山県指令建指第四五七号

〔二四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田郡奈義町成松字野ノ東一〇八一、一〇八―三、一〇八―四、一〇八―七、一〇八一八、一〇八一九、一〇八一〇、一〇八一―二、一〇八一―三、一〇九―一、一〇九―二、字野東一〇三一、一〇七―一、一〇七―二、字孫右衛門屋敷一〇四一、一〇五―一、字林山一〇六一、字勘兵衛分九九、字野東一〇三一―地先から字野ノ東一〇八一―〇地先まで道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区福浜町一―二六

株式会社エヌディエス 代表取締役 佐野 浩一

三 許可年月日及び許可番号

令和四年四月十三日岡山県指令建指第一二号

〔二四三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田郡奈義町成松字野ノ東一〇八一、一〇八―三、一〇八―四、一〇八―七、一〇八―八、一〇八―九、一〇八一―一〇、一〇八一―二、一〇八一―三、一〇九―一、一〇九―二、字野東一〇三一―一、一〇七―一、一〇七―二、字孫右衛門屋敷一〇四―一、一〇五―一、字林山一〇六一―一、字勘兵衛分九九、字野東一〇三一―一地先から字野ノ東一〇八一―〇地先まで道

二 公共施設の種類

消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区福浜町一―二六

株式会社エヌディエス 代表取締役 佐野 浩一

五 許可年月日及び許可番号

令和四年四月十三日岡山県指令建指第一二号

令和4年5月20日 岡山県公報 第12397号

〔二四四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和四年五月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称
給与システム保守運用業務
- 二 契約期間
令和四年四月一日から同年十月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局内部事務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和四年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社日立製作所 中国支社
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
四一、一二七、九〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、七三八、九〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続き（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔11回中〕の仕舞に懸けられたる懸賞の額を以てその懸賞の総額とし、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和四年五月二十日

岡 田 謙 一 伊 原 木 隆 大

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ（県民局及び地域事務所分） 241式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び令和4年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書（県民局及び地域事務所分）（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和4年9月30日（金）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第35号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

令和4年5月20日 岡山県公報 第12397号

- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)
電話 (086) 226-7538
- (2) 申請書の提出期限
令和4年6月21日 (火) 正午
- 4 契約条項を示す場所等
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)
電話 (086) 226-7540
- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
令和4年5月20日 (金) から同年6月21日 (火) まで (岡山県の休日を定める
条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)
イ 交付方法
(1)の場所にて交付する。
また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、
返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、
交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラ
ムであるので、注意すること。
- (3) 入札書の提出方法
入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付 (以下「郵送等」とい
う。) によるものとする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
令和4年6月29日 (水) 13時10分
ただし、郵送等による場合にあつては、令和4年6月28日 (火) 17時を受領期
限とする。
イ 場所
岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課地下1階入札室
ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。
ウ その他
持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出
を受け付けない。
- 5 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書
で指定する添付書類を令和4年6月21日 (火) 17時までに、4(1)の場所に提出 (郵送
等によるものを含む。) しなければならない。
また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた
場合には、それに応じなければならない。
- 6 その他
(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
Notebook type Personal Computer 241 Units
- (2) Delivery date :
By 30 September (Friday) , 2022
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
1:10 P.M. 29 June (Wednesday) , 2022
- (5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL 086-226-7540

◎岡山県人事委員会規則第二十六号

令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を次のように定める。

令和四年五月二十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(令和四年岡山県条例第四号。以下「改正条例」という。)附則第二項及び第三項の規定により、令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(県費負担教職員等についての特例)

第二条 改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 令和三年十二月に岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和三十一年岡山県条例第六十五号。以下「県費負担条例」という。)の規定に基づき期末手当を支給された者

二 令和三年十二月に公立大学法人岡山県立大学職員給与規程(平成十九年四月一日制定。以下「県立大学給与規程」という。)の規定に基づき期末手当を支給された者

2 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 県費負担条例の適用を受ける者

二 県立大学給与規程の適用を受ける者

3 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十九年岡山県条例第七十三号)、県費負担条例又は県立大学給与規程に基づき同項の規定の例によりそれぞれ算定した同項に規定する調整額に相当する額とする。

(端数計算)

第三条 改正条例附則第二項に規定する基準額又は調整額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第四条 この規則に定めるもののほか、令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。